
(2) 加工食品の放射性物質モニタリング検査

担当：衛生推進課（食品衛生チーム）

活動経過

平成23年

10月7日 「加工食品等の放射性物質検査実施要領」が各公所に通知（23健第4046号保健福祉部長通知）

10月12日 放射性物質検査のため加工食品の検体採取を開始

平成24年

3月26日 平成23年度分の検体採取終了

活動内容

1 加工食品の放射性物質検査

平成23年10月より、暫定規制値を超過した加工食品の流通の未然防止と食品の安全確保を図るため、加工食品の放射性物質検査を開始した。

検査対象としては、県内産の農林水産物等を使用し、乾燥、脱水及び加熱工程等により放射性物質が濃縮される可能性がある乾燥野菜等の加工食品を中心に検査を実施した。

2 食品の放射性物質汚染に対する電話等の相談対応

住民の方から、食品や飲料水の放射性物質汚染の検出状況等に関する問い合わせが寄せられた。

原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく食品の摂取・出荷制限の品目及び農林水産物の緊急時モニタリングの実施状況について丁寧に説明することにより、食品の安全性の確保が図られていることに理解を求めた。

また、摂取・出荷制限等が出され、食品の放射性物質汚染が明らかになるにつれ、県内産の野菜等を食べ続けることの心配や不安等に関する相談を求める声が多く寄せられた。

食品関係の事業者からは、自社製品の安全性を確認するため、放射性物質の検査機関を照会する問合せが多数寄せられた。

活動実績

1 加工食品の放射性物質検査

平成23年10月から平成24年3月まで、376検体の加工食品について放射性物質検査を行った。（検査結果は、資料編107ページ）

食品中の放射性物質の暫定規制値を超過した食品は、3検体あり、1検体は出荷前検査であったが、残り2検体は、出荷済みであったため、生産者が当該食品の自主回収を行った。

【暫定規制値超過食品】	検査結果※	出荷の有無
乾燥きくらげ	5 5 0 Bq/kg	出荷済
めぐすりの木	7 1 0 Bq/kg	〃
乾燥ドクダミ	6 2 0 Bq/kg	未出荷

※ 検査結果はセシウム-134、セシウム-137の合算値

課 題

食品衛生法上の暫定規制値を超過した食品の流通を未然に防止するため、県内産の農林水産物の緊急時モニタリング検査が先行実施され、加工食品については、検査体制が整った平成23年10月より、放射性物質の検査を開始した。

検査では、放射性物質が濃縮される可能性のある乾燥、脱水及び加熱工程等を経て製造される加工食品を優先実施した。

会津農林事務所や直売所等の関係者の協力の基に、これらの検体の確保に努め概ね目標は達成できた。

業務を担当した職員の声

住民の方から、食品や飲料水の放射性物質汚染の検出状況等に関する問い合わせが多数寄せられ、食品や飲料水の放射性物質汚染による内部被ばくに対する不安は大きく、地元住民の方々に限らず、観光客や帰省者等からの相談があり、安全性への関心が高いことがうかがえた。

また、食品関係の事業者からは、風評被害による取引先・販売数の減少や食品中の放射性物質の検査などの新たな負担を強いられていることへの不満の声が寄せられた。

食品や飲料水の放射性物質汚染に対する対応は、これまで経験したことがなく、特に震災発生後間もない時期にあっては、モニタリング検査の実施状況や住民の方々からの相談対応等に苦慮することがあった。

加工食品の放射性物質検査においては、乾燥野菜等の農産加工品の加工が食品衛生法に基づく許可が不要なため、これら食品の検体採取については、苦慮することが予想されたが、会津農林事務所と連携し、直売所等関係者からの協力を得ながら進めることができた。